



営農タイムリー！



～肥料高騰対策事業にかかる高騰率～

2023年3月13日発行

<肥料価格高騰対策事業における高騰率>

1. 令和4年11月から令和5年5月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれる肥料の高騰率（ただし、事業実施主体が令和4年6月から令和5年5月までの間に適用された価格で販売された又は販売されることが確実と見込まれる肥料について、2で定める高騰率を適用する場合を除く。）

高騰率 1.4

2. 令和4年6月から令和5年5月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれる肥料について、同一の高騰率を適用する場合の高騰率

高騰率 1.4

肥料高騰対策「支援金」の補填額の計算式

$$\left(\text{当年の肥料費} - \left[\frac{\text{当年の肥料費}}{\text{価格上昇率 } 1.4} \div \text{コスト低減率 } 0.9 \right] \right) \times 0.7 = \text{補填額}$$

各農家で伝票類から把握

今回決定した秋肥での値

前年度から増えた肥料費の7割

肥料費が100万円の場合

$$\left(100\text{万} - \left[100\text{万} \div 1.4 \div 0.9 \right] \right) \times 0.7 = 14.4\text{万円}^*$$

※小数点第2位で四捨五入

肥料価格高騰対策のご案内

変更版

京都府農業再生協議会 R5年3月

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費増加分を国が支援します。

支援の対象

令和5年5月購入分まで対象となりました

・農作物の販売を行う農業者(販売農家)

(自家消費のために農作物を栽培する方は対象外)



・令和4年6月から令和5年5月に発注・購入した肥料

(肥料法に基づく登録・届出がある肥料のうち、令和4年6月～令和5年5月に発注・購入し、購入農業者自身で使用する肥料に限ります。)

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について、その**増加分の7割**を支援金として交付

$$\text{支援金} = \left(\text{当年の肥料費} - \frac{\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}}{\text{【国で決定】} \quad \text{【0.9】}} \right) \times 0.7$$



※前年の肥料費は、全国一律的に、当年の肥料費÷価格上昇率(国で決定)÷0.9で算出

申請に必要なもの

申請には、次の2つが必要です。

- ①化学肥料の2割低減に向けて、2つ以上の項目に取り組むこと
(3ページの化学肥料低減計画書で申告していただきます。)

*令和6年12月末までに取組実施状況をご報告いただきます。

*①に**取り組んだことがわかるもの**を5年間保存してください。
例:写真、日誌、領収書、土壌診断結果、作業委託記録、メモなど

- ②令和4年6月から令和5年5月に発注・購入したことがわかる書類
(グループ・法人で申請の場合は、領収書又は請求書(写し)の添付が必要です。)

肥料の購入先によって、申請方法が異なります。

① JAで購入された肥料

⇒JAで一括して申請いただきます。

<必要書類> ・化学肥料低減計画書
(領収書や請求書の提出は不要です。)

<提出・問い合わせ先> JA各支店窓口

② 肥料販売店(事業参加者)で購入された肥料

⇒肥料販売店で一括して申請いただきます。

<必要書類> ・化学肥料低減計画書 ・肥料販売店が必要とする書類
提出期限が下記期限と異なる場合があります。各店へお問合せください。
※一括申請できるのは、事業取組実施者として参加されている販売店のみです。
事業参加の販売店については、京都府ホームページで確認してください。

[検索](#) ⇒「京都府 国の肥料価格高騰対策事業」

具体的な申請方法は、直接、販売店にお問い合わせください。

③ その他販売店等で購入された肥料

⇒5戸以上の農業者グループ、農業法人(従事者5人以上)
で、まとめて申請いただきます。(農業者個人では申請できません)

<必要書類> ・申請書 ・事業取組計画書
・参加農業者名簿 ・振込口座調書(申請者名義の口座が必要)
・化学肥料低減計画書(参加農業者ごと)
・領収書又は請求書写し
(令和4年6月～5年5月に発注・購入したこと、金額、肥料名がわかるもの)
・グループ/団体の規約、法人定款の写し

申請様式は、京都府ホームページからダウンロード
[検索](#)⇒「京都府 国の肥料価格高騰対策事業」

<提出先> お住まいの市町村農政担当課(地域農業再生協議会事務局)
市町村をまたがる場合は広域振興局(京都乙訓地域は府農産課)
地域をまたがる場合は府農産課

①②③とも **提出期限** 令和5年**6月9日(金)**

購入先に応じて、同じ内容の「化学肥料低減計画書」で
①②③それぞれに申請いただくことができます。